

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人葛西千代治の上告理由について。

原審は、本件家屋が通常の木造二階建で、その中上告人の占有部分が、二階八畳間及び同三畳間の二室であり、右占有部分の規模構造を考慮に入れても、これを以つて借家法一条の適用ある建物に当らない旨認定判断し、これが所論の如き独立排他性を有するものでないとして居ること、原判文上明白である。以上の如く原審の判断したのは正当であつて、これに所論の違法があるものとなし得ない。

論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

### 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	一
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔
裁判官	五	鬼	上	堅
				磐